



(令和 2 年分)

収 支 報 告 書

(ふりがな)

もちつきよしまた じゆんかい

1 政治団体の名称

望月芳将 後援会

2 主たる事務所の所在地

富士宮市宮田2-9

3 代表者の氏名

望月芳将

4 会計責任者の氏名

清善計

事務担当者の氏名

望月正子

(電話番号)

0544-26-3889

政治団体の区分

- 政党
- 政治資金規正法第18条の2第1項の規定による政治団体
- 政治資金団体
- その他の政治団体
- その他の政治団体の支部

活動区域の区分

- 2以上の都道府県の区域等
- 同一の都道府県の区域内

資金管理団体の指定の有無

- 有
- 無

公職の種類 _____

資金管理団体の届出をした者の氏名 _____

国会議員関係政治団体の区分

- 政治資金規正法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体
- 政治資金規正法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体

公職の候補者の氏名 _____

公職の種類 _____

資金管理団体の指定の期間

令和 年 月 日から
令和 年 月 日まで

国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間

令和 年 月 日から
令和 年 月 日まで

入力済

(2.12)

(その2)

収 支 の 状 況

1 収支の総括表

収 入 総 額	十億	百万	千	円
			3 4 7	2 8 2
(前年からの繰越額)			3 4 7	2 8 0
(本年の収入額)				2
支 出 総 額			2 2 5	2 8 6
翌年への繰越額			1 2 1	9 9 6

2 収入項目別金額の内訳

(1) 個人の負担する党費又は会費

金 額	十億	百万	千	円
				0
員 数				人
				0

(2) 寄 附

ア 寄附(イを除く。)の区分	金 額				備 考
	十億	百万	千	円	
(ア) 個人からの寄附				0	
(うち特定寄附) (内書)				0	
(イ) 法人その他の団体からの寄附				0	
(ウ) 政治団体からの寄附				0	
小計 (ア)+(イ)+(ウ)=ア				0	
(寄附のうち寄附のあつせんによるもの) (内書)				0	
イ 政党匿名寄附				0	
合計 (ア+イ)				0	

(その 13)

3 支出項目別金額の内訳

項 目	金 額				備 考	
	十億	百万	千	円	本部又は支部に対して 供与した交付金に係る支出	
1 経常経費						
(1) 人 件 費			22	000		
(2) 光 熱 水 費			33	202		
(3) 備 品 ・ 消 耗 品 費			45	100		
(4) 事 務 所 費			128	988		
小 計			225	286		経常経費の計
2 政治活動費						
(1) 組 織 活 動 費				0		
(2) 選 挙 関 係 費				0		
(3) 機 関 紙 誌 の 発 行 費 (小計)				0		(3)のア～エの計
ア 機 関 紙 誌 の 発 行 事 業 費						
イ 宣 伝 事 業 費						
ウ 政 治 資 金 パーティー開催事業費						
エ その 他 の 事 業 費						
(4) 調 査 研 究 費				0		
(5) 寄 附 ・ 交 付 金				0		
(6) そ の 他 の 経 費				0		
小 計				0		政治活動費の計
合 計			225	286		

(その 14)

※資金管理団体及び国会議員関係政治団体以外の政治団体は、作成する必要がありません。

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳					項目別区分 2、光熱水費			
支出の目的	金額				年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体に あつては、主たる事務所の所在地)	備考
	十億	百万	千	円				
この頁の小計								0
その他の支出								33202
合計								33202

(注1) 5万円以上の支出（国会議員関係政治団体の平成21年以降分については、1万円を超える支出）はすべて個別に掲載し、5万円未満の支出（国会議員関係政治団体の平成21年以降分については、1万円以下の支出）は、「その他の支出」に一括して記載してください。

(注2) 「その他の支出」と「合計」の欄は、右上の項目別区分ごとに、最後の頁に記載してください。

(その 14)

※資金管理団体及び国会議員関係政治団体以外の政治団体は、作成する必要がありません。

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳					項目別区分3. 備品・消耗品費			
支出の目的	金額				年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体に あつては、主たる事務所の所在地)	備考
	十億	百万	千	円				
この頁の小計								
その他の支出				45				100
合計				45				100

(注1) 5万円以上の支出(国会議員関係政治団体の平成21年以降分については、1万円を超える支出)はすべて個別に掲載し、5万円未満の支出(国会議員関係政治団体の平成21年以降分については、1万円以下の支出)は、「その他の支出」に一括して記載してください。

(注2) 「その他の支出」と「合計」の欄は、右上の項目別区分ごとに、最後の頁に記載してください。

(その 14)

※資金管理団体及び国会議員関係政治団体以外の政治団体は、作成する必要がありません。

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳					項目別区分々 事務所費			
支出の目的	金額				年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体に あっては、主たる事務所の所在地)	備考
	十億	百万	千	円				
この頁の小計								
その他の支出								
合計								

(注1) 5万円以上の支出（国会議員関係政治団体の平成21年以降分については、1万円を超える支出）はすべて個別に掲載し、5万円未満の支出（国会議員関係政治団体の平成21年以降分については、1万円以下の支出）は、「その他の支出」に一括して記載してください。

(注2) 「その他の支出」と「合計」の欄は、右上の項目別区分ごとに、最後の頁に記載してください。

(その 17)

資 産 等 の 状 況

1 資産等の総括表

資産等の有無			
資産等の項目別区分	有	無	備 考
ア 土 地	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
イ 建 物	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ウ 建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
エ 取得の価額が100万円を超える動産	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
オ 預金（普通預金及び当座預金を除く。） 又は貯金（普通貯金を除く。）	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
カ 金 銭 信 託	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
キ 有 価 証 券	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ク 出 資 に よ る 権 利	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ケ 貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
コ 支払われた金額が100万円を超える敷金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
サ 取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
シ 借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	

※有無について☑してください。

宣 誓 書

添付書類 (別添のとおり)

- 1 領収書等の写し
- 2 監査意見書 (政党本部及び政治資金団体に限る。)
- 3 政治資金監査報告書 (国会議員関係政治団体に限る。)

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

令和 3 年 3 月 23 日

政治団体の名称 : 望月芳将後援会

会計責任者の氏名 : 清 義計



(解散届と併せて提出する時のみ記入)

(代表者の氏名 :



- ※ 「会計責任者の氏名」欄は、記名押印又は署名とし、署名の場合は必ず会計責任者本人が自署すること。
- ※ 解散届と併せて提出する収支報告書の場合は、「代表者の氏名」も記名押印又は署名することとし、署名の場合は必ず代表者本人が自署すること。